

# 防火対象物と建築物

消防法に基づいて消防設備（正しくは「消防用設備等」）を設置しなければならぬ場合に、まず理解しなければならぬのが、「防火対象物」という概念である。

建築士のみなさんは普通、この「防火対象物」という言葉を「建築物」という程度の意味に理解している人が多いようである。それはそれで8割がた正しいし、建築士がこの言葉を解釈する場合には、実用上それでほとんど問題がないといってもよいだろう。

しかし、どうした場合にどのような消防設備等を設置しなければならないか、などということ、法令から正確に読み取ろうとするのなら、この「防火対象物」という言葉の意味をきちんと理解しておかなければならない。

## 消防用設備等を設置すべき防火対象物

「防火対象物」の言葉の意味は、法律上

は、消防法第2条第2項で「防火対象物とは、山林又は舟車、船きよ若しくはふ頭に繫留された船舶、建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物をいう」と定義されている。

これを見る限り、「防火対象物」の範囲はやけに広いように見える。建築物だけでなく工作物も含まれるし（というより、建築物は工作物の代表例として扱われている）、それどころか山林や舟、車まで入っているのだから……。

でもご安心！

消防用設備等を設置しなければならない防火対象物は、もっと限定されている。消防法第17条第1項を見ると、「学校、病院、……その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、……政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）を設置し、及び維持しなければならない」とされているの

で、消防用設備等を設置しなければならない防火対象物は、政令で定められていることがわかる。

そこで政令（消防法施行令）を見てみる。たとえば第11条の屋内消火栓設備の基準はこうなっている。

「屋内消火栓設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

- 一 別表第1(1)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が500㎡以上のもの
- 二 ……

ちなみに別表第1は、別添1のようになっている。

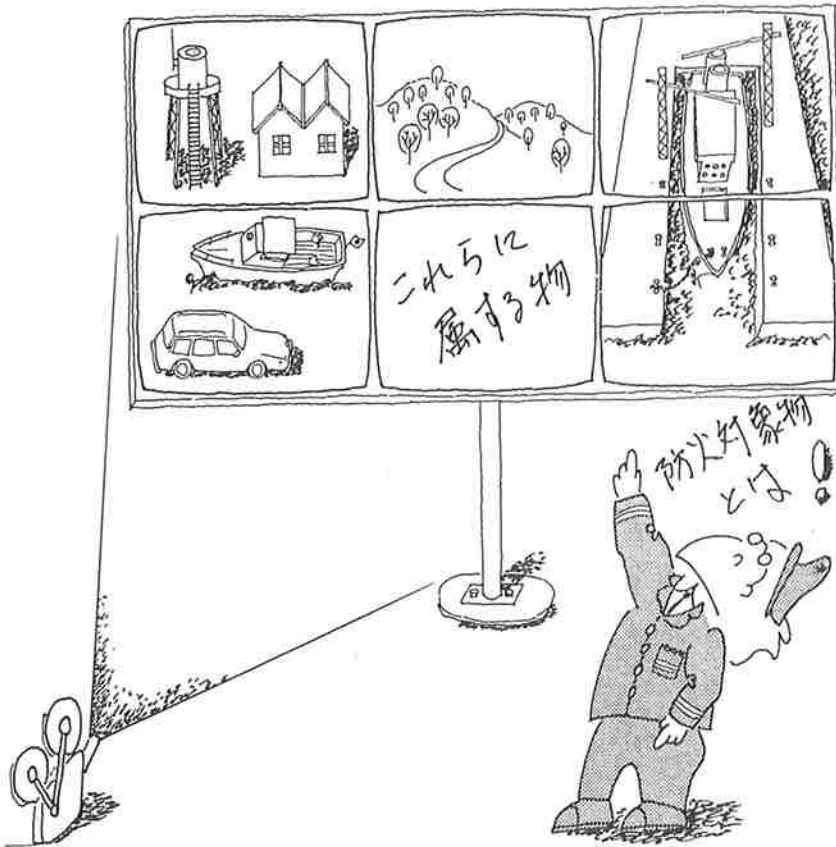
これを見ると、大部分は「建築物」といってもよいようなものだが、「市町村長の指定する山林」(19項)、「自治省令で定める舟車」(20項)などというものもある。さすがに(19)項（山林）に関しては消防用設備等の設置義務はないが、(20)項（舟車）については、消火器具の設置

義務が課せられている（消令第10条第1項第1号）。

### 防火対象物と建築物

さて、もう一度先ほどの政令第11条第1号を見てみよう。

「別表第1(1)項に掲げる防火対象物で、……」となっております、「……建築物で、



防火対象物の範囲はやけに広い

#### 別添1 消防法施行令別表第1

(1) イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 □ 公会堂又は集会場	(11) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(2) イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの □ 遊技場又はダンスホール	(12) イ 工場又は作業場 □ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(3) イ 待合、料理店その他これらに類するもの □ 飲食店	(13) イ 自動車車庫又は駐車場 □ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(4) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	(14) 倉庫
(5) イ 旅館、ホテル又は宿泊所 □ 寄宿舎、下宿又は共同住宅	(15) 前各項に該当しない事業場
(6) イ 病院、診療所又は助産所 □ 老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）、精神薄弱者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾（ろう）学校又は養護学校	(16) イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの □ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(7) 小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	(16の2) 地下街
(8) 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	(16の3) 建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)
(9) イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの □ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	(17) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物
(10) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)	(18) 延長50m以上のアーケード
	(19) 市町村長の指定する山林
	(20) 自治省令で定める舟車

……」とはなっていない。実はここがミソなのである。

別表第1(1)項は劇場等であるから、延べ面積が500㎡以上の劇場等である「防火対象物」であれば、「建築物」でなくとも屋内消火栓設備の設置義務が課せられることになるのである。「そんなものあるのか?」と言うなかれ。劇場等の

用途に用いられるものであっても、屋根がないために「建築物」とはいえないような「工作物」もありうるのだ。

しかし、「ちよつと待てよ。建築基準法第2条第1号では『建築物』の定義のなかに『観覧のための工作物』を含めているではないか」というご指摘もあるかもしれない。確かにそのとおりだが、消

消防法では「建築物」の定義を必ずしも建築基準法第2条第1号に求めていない（通常は「定義が同一である」として運用されているが）ので、「観覧のための工作物」が消防法上「建築物」に該当するかどうかは、法文上は明確ではないのである。

しかし、消防法上は、それが「建築物その他の工作物」に該当するか否かだけが問題であるので、建築物か否かはどうでもよいのである。

以上のことから「ふ頭に繋留された船舶」を劇場等の用途に供する場合においても、りっぱにこの規定の適用対象となることは、もうおわかりいただけたらう。

最近の例では、クイーンエリザベスII世号を埠頭に繋留してホテルの用途に供した例があるし、確か大阪万国博覧会の際にもホテルが足りなくて、客船をチャーターしてホテル替わりにしていたように記憶している。この場合、いずれにしても消防法に従って、ホテルとして必要な消防設備等を設置しなければならぬことは自明の理である。ところが外

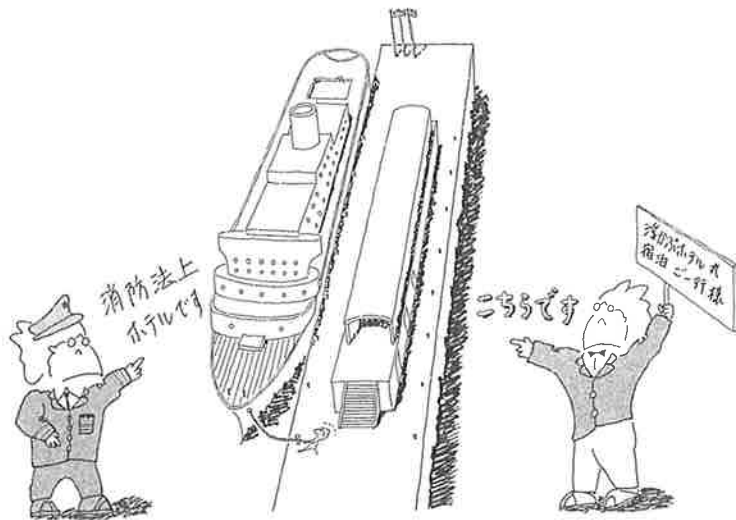
国船についてはどうなるのか？ 消防法に完全に適合した消防用設備等が設置されているはずはない。

でも、ご心配なく。消防法施行令第32条の規定（消防長等の特認規定）は、こんなときのためにあるのである（別添2参照）。外洋を航行しているときに火災になってもそれなりの安全性が確保されている客船には、それなりの防火安全対策が講じられているのは、むしろ当然のことなのだから……。

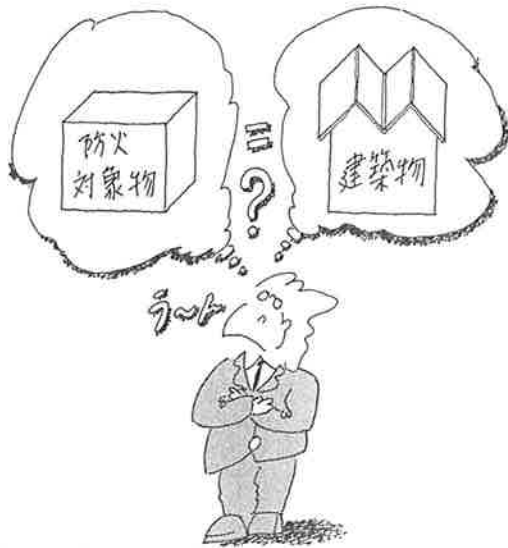
さらに、もつと記憶に新しい例では立体駐車場の件がある。1層2段の立体駐車場については、「屋根がないので建築物ではないから建築基準法は適用されないはずだ」、「いや、2段目の床は屋根とみなされるから、当然、建築物として建築基準法の適用対象である」などと、建設省と業界との間でスタタモンダがあり、結局、まぎれがないように、平成4（1992）年の建築基準法の改正の際に、「建築物」の定義（法第2条第1号）のなかに「屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）」……というかつこ書きが追加さ

## 別添2 消防法施行令第32条

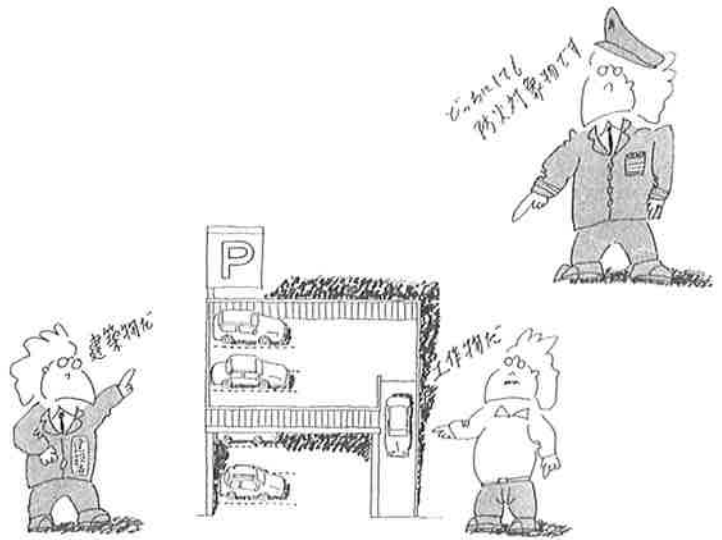
この節（第3節 設置及び維持の技術上の基準）の規定は、消防用設備等について、消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長）又は消防署長が、防火対象物の位置、構造及び設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるとき、又は予想しない特殊の消防用設備等その他の設備を用いることにより、この節の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。



消防法上はホテルである



防火対象物と建築物は同義？



立体駐車場はどちらにしても防火対象物

れるハメになったことはご存じの方も多  
いだろう。

この騒ぎのときにも、消防法は高見の  
見物だった。駐車場（消令別表第1(13)項  
イ）の用途に供される「防火対象物」に  
ついては、建築物であろうとなかろう  
と、工作物であれば必要な消防用設備等  
の設置規制がかかるようになってい  
るからである。

なお、蛇足であるが、屋外駐車場は消  
防用設備等の設置規制の対象外である。

このことは、そもそも屋外駐車場が消防  
法第2条の「防火対象物」の定義に該当  
しないことを考えれば、容易におわかり  
いただけるだろう。

**「建築物」に消防用設備等の設置義務がかかる場合**

消防用設備等の設置義務は、すべて  
「防火対象物」にかかっているのだから  
か。実はそうではない。もちろん、大部  
分は「防火対象物」に設置義務がかけら  
れているのだが、「建築物」に限定して  
設置義務がかけられているものもある。  
たとえば「屋外消火栓設備」がそうで  
ある。「屋外消火栓設備は、別表第1(1)

項……に掲げる『建築物』で、床面積  
……が、耐火建築物にあつては9000  
㎡以上、……のものについて設置する」  
（消令第19条第1項）などとなっていて、  
「防火対象物」という言葉がどこにも出  
てこない。同様のことが「消防用水」に  
ついていもいえる（消令第27条第1～2  
項）。つまり屋外消火栓と消防用水につ  
いては、「工作物」には設置する必要が  
ないと考えてよいのである。

その他にも、消火器具（消令第10条第  
1項第5号）、自動火災報知設備（消令  
第21条第1項第9号）、漏電火災警報器  
（消令第22条第1項）、連結送水管（消令  
第29条第1項第1～2号）、非常コンセ  
ント設備（消令第29条の2第1項第1  
号）の規定の一部を対象を「建築物」と  
明記している部分があるが、これらにつ  
いては、実際上の意味は「防火対象物」  
と同様と考えても大きな違いはなさそう  
である。

以上のように「建築物」とほぼ同義に  
扱われている「防火対象物」という言葉  
も、ウンチクを傾けるといろいろあるこ  
とがおわかりいただけただろうか。 M